

議決事項Ⅱ 定款の変更の案

土木学会定款（現行）＜定款の変更の案との対比のため、適宜、順序入替、分割、再掲を行っている。＞	定款の変更の案（公益社団法人土木学会定款案） ＜下線部が現在の定款に対する主な変更箇所＞
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（名称） 第1条 この法人は、社団法人土木学会（以下「学会」と称する）という。</p> <p>（事務所） 第2条 この学会は、事務所を東京都新宿区四谷1丁目無番地におく。</p> <p>（支部） 第3条 この学会は、支部をつぎの地区におく。 北海道地区、東北地区、関東地区、中部地区、関西地区、中国地区、四国地区、西部地区</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>（目的） 第4条 この学会は、土木工学の進歩および土木事業の発達ならびに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業） 第5条 この学会は、前条の目的を達成するためつぎの事業を行う。 (3) 土木工学に関する調査、研究ならびに奨励、援助 (6) 土木工学の発展に資する国際活動 (9) 土木工学に関する建議ならびに諮問に対する答申 (2) 会誌その他土木工学に関する図書、印刷物の刊行 (1) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施</p> <p>(4) 土木工学に関する学術、技術の評価</p> <p>(5) 土木工学に関する啓発および広報活動 (7) 土木関係情報、図書、その他資料の収集・保管および社会への情報提供 (8) 土木図書館の運営および管理 (10) その他目的を達成するために必要なこと。</p> <p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>（会員の種別及び称号） 第6条 会員は、つぎの3種とする。</p> <p>(1) 正会員 1) 個人 つぎの1に該当する者 ア 土木事業に関し、学識経験ある者 イ 土木工学専門の教育を受け、その業務に従事している者 ウ 前各号に準ずる者 2) 法人 建設業、建設コンサルタント、その他土木に関連する事業を行う法人で土木学会細則（以下「細則」という。）で定める業種とする。 (2) 学生会員 土木工学に関する学科を修めるため大学、工業高等専門学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に在学中の者。 (3) 特別会員 正会員以外で、この学会の目的、事業に賛同する個人または団体。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（名称） 第1条 この法人は、<u>公益</u>社団法人土木学会（以下「学会」という。）と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 学会は、<u>主たる</u>事務所を東京都新宿区に置く。</p> <p><u>2</u> 学会は、<u>公益社団法人土木学会細則</u>（以下「細則」という。）で定める<u>地</u>に支部を設ける。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>（目的） 第3条 学会は、土木工学の進歩及び土木事業の発達並びに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業） 第4条 学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 土木工学に関する調査、研究 (2) 土木工学の発展に資する国際活動 (3) 土木工学に関する建議並びに諮問に対する答申 (4) 会誌その他土木工学に関する図書、印刷物の刊行 (5) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施 <u>(6) 土木工学に関する奨励、援助</u> (7) 土木工学に関する学術、技術の評価 <u>(8) 土木技術者の資格付与と教育</u> (9) 土木に関する啓発及び広報活動 <u>(10) 土木関係資料の収集・保管・公開及び土木図書館の運営</u> (11) その他目的を達成するために必要なこと。 <u>2</u> <u>前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>（法人の構成員） 第5条 <u>学会の目的に賛同して入会した次の個人又は団体を会員とする。</u> (1) 正会員 1) <u>個人会員</u> 次のいずれかに該当する者 ア 土木事業に関し、学識経験ある者 イ 土木工学専門の教育を受け、その業務に従事している者 ウ 前各号に準ずる者 2) <u>法人会員</u> 建設業、建設コンサルタント、その他<u>細則で定める土木</u>に関連する業種の事業を行う法人 (2) 学生会員 土木工学に関する学科を修めるため大学、<u>高等専門学校</u>、高等学校及びこれらに準ずる学校に在学中の者 (3) 特別会員 <u>正会員及び学生会員以外</u>の個人又は団体</p> <p><u>2</u> <u>前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</u></p>

土木学会定款（現行）＜定款の変更の案との対比のため、適宜、順序入替、分割、再掲を行っている。＞	定款の変更の案（公益社団法人土木学会定款案） ＜下線部が現在の定款に対する主な変更箇所＞
<p>2 土木分野において責任ある立場で活躍してきた正会員である個人であって、理事会が認めた者についてフェローの称号を贈ることができる。</p> <p>3 土木工学または土木事業に関する功績が特に顕著であって理事会が認めた者について名誉会員の称号を贈ることができる。</p> <p>（入会と会費） 第7条 正会員、学生会員及び特別会員となるには細則の定めるところにより入会手続きをなし、理事会の承認を経なければならない。</p> <p>2 正会員が法人である場合は、入会と同時に、本会对する代表者としてその権利を行使する者（以下「正会員代表者」という。）を定めて本会に届け出なければならない。正会員代表者を変更した場合も同様とする。</p> <p>3 会員は細則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。</p> <p>4 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。</p> <p>（退会） 第9条 会員で退会しようとする者は、その義務を完了した後、退会届を提出しなければならない。</p> <p>2 会費を1ヶ年以上滞納した会員については、理事会の議決を経て、その者が退会したものと認定して処理することができる。</p> <p>（除名） 第10条 この学会の名誉を傷つけまたはこの学会の目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て、除名することができる。</p> <p>（資格の喪失） 第8条 会員は、つぎの事由によって、その資格を喪失する。 (1) 退会 (2) 禁治産者若しくは準禁治産者宣告又は破産宣告 (3) 死亡、失踪の宣告又は法人若しくは団体である会員の解散 (4) 除名</p> <p>第5章 会議 （総会の構成及び招集） 第20条 総会は、第6条第1項第1号の正会員をもって構成する。</p> <p>（総会の議決事項） 第23条 総会は、つぎの事項を議決する。 (1) 理事および監事の選任 (2) 事業計画および収支予算 (3) 事業報告および収支決算 (4) 定款の変更 (5) 基本財産への繰入 (6) 長期借入の承認 (7) 基本財産の処分または担保の設定 (8) 解散および残余財産の処分 (9) その他理事会において必要と認めた事項</p>	<p>（入会） 第6条 <u>会員として入会しようとする者は、細則で定めるところにより、入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>（会費等） 第7条 <u>学会の事業活動に生じる費用に充てるため、会員は、細則で定めるところにより、会費を納入しなければならない。</u></p> <p>（退会） 第8条 <u>会員は、退会届を提出することにより退会できる。</u></p> <p>（除名） 第9条 <u>会員が学会の名誉を傷つけ又は学会の目的に反する行為をするに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</u></p> <p>（会員資格の喪失） 第10条 <u>前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</u> (1) <u>第7条の支払義務を1年以上履行せず、理事会の決議によって退会したものとされたとき。</u> (2) <u>破産宣告を受けたとき。</u> (3) <u>成年被後見人又は被保佐人になったとき。</u> (4) <u>当該個人会員が死亡し又は当該法人会員が解散したとき。</u> (5) <u>総正会員が同意したとき。</u></p> <p>第4章 総会 （構成） 第11条 総会は、<u>すべての正会員をもって構成する。</u></p> <p><u>2 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。</u> <u>3 前2項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</u></p> <p>（権限） 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) <u>会員の除名</u> (2) <u>理事及び監事の選任又は解任</u> (3) <u>理事及び監事の報酬等に係る規程</u> (4) <u>第36条に規定する決算について作成する書類の承認</u> (5) <u>定款の変更</u> (6) 長期借入の承認 (7) 基本財産の処分又は担保の設定 (8) 解散及び残余財産の処分 (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款</p>

土木学会定款（現行）＜定款の変更の案との対比のため、適宜、順序入替、分割、再掲を行っている。＞	定款の変更の案（公益社団法人土木学会定款案） ＜下線部が現在の定款に対する主な変更箇所＞
<p>（総会の構成及び招集）</p> <p>第20条</p> <p>2 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。</p> <p>3 臨時総会は、つぎの場合会長または監事が招集する。</p> <p>（1）会長が必要と認めるとき</p> <p>（2）監事が必要と認めるとき</p> <p>（3）正会員現在数の20分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたとき。この場合、請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。</p> <p>第20条</p> <p>2 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。</p> <p>第20条</p> <p>3</p> <p>（3）正会員現在数の20分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたとき。この場合、請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。</p> <p>（総会の招集方法）</p> <p>第21条 総会の招集は、開催2週間前に、日時、場所および会議に付議すべき事項をこの学会の刊行物または書面をもって会員に通知する。</p> <p>（総会の構成及び招集）</p> <p>第20条</p> <p>3</p> <p>（4）総会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>（総会の定足数及び議決）</p> <p>第22条</p> <p>2 総会における正会員の議決権は各1個とし、（後略）</p> <p>（総会の定足数及び議決）</p> <p>第22条 総会は、正会員現在数の過半数以上の出席によって成立する。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。</p> <p>2 （前略）議事は、この定数に別段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。</p> <p>（総会の定足数及び議決）</p> <p>第22条 （前略）ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。</p> <p>（総会の定足数及び議決）</p> <p>第22条 （前略）ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者とみなす。</p>	<p>で定められた事項並びに理事会の決議により認められた事項</p> <p>（開催）</p> <p>第13条 定時総会は、<u>毎事業年度終了後の細則で定める時期に開催する。</u></p> <p>2 臨時総会は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</u></p> <p>（1）<u>第20条第2項の規定による会長又は第21条第4項の規定による代表理事（以下、これらの会長及び代表理事を総称して「会長等」という。）が必要と認めるとき。</u></p> <p>（2）<u>第14条第2項の請求があったとき。この場合、請求のあった日から6週間以内に招集しなければならない。</u></p> <p>（招集）</p> <p>第14条 総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長等が招集する。</u></p> <p>2 <u>総正会員の10分の1以上の正会員は、会長等に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</u></p> <p>（議長）</p> <p>第15条 総会の議長は、<u>会長等がこれに当たる。</u></p> <p>（議決権）</p> <p>第16条 総会における議決権は、<u>正会員1名につき1個とする。</u></p> <p>（決議）</p> <p>第17条 総会の決議は、<u>総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。ただし、出席できない正会員が、第18条の手続きに従って委任状を提出した場合は、当該正会員を出席者とみなす。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>（1）<u>会員の除名</u></p> <p>（2）<u>監事の解任</u></p> <p>（3）<u>定款の変更</u></p> <p>（4）<u>解散</u></p> <p>（5）<u>その他法令で定められた事項</u></p> <p>3 <u>理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。</u></p> <p>（議決権の代理行使）</p> <p>第18条 <u>正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、あらかじめ、代理権を証明する書面として委</u></p>

土木学会定款（現行）＜定款の変更の案との対比のため、適宜、順序入替、分割、再掲を行っている。＞	定款の変更の案（公益社団法人土木学会定款案） ＜下線部が現在の定款に対する主な変更箇所＞
<p>（議事録）</p> <p>第24条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印の上議長これを保存する。</p> <p>（総会の決議事項の通知）</p> <p>第25条 総会の決議事項は、会員に通知する。</p> <p>第4章 理事および監事 （理事及び監事の定数）</p> <p>第11条 この学会に、つぎの理事及び監事をおく。 (1) 理事 25名以上30名以内、うち会長1名、副会長5名および専務理事1名 (2) 監事 2名以内</p> <p>第12条 2 理事は、理事の中から互選で会長1名、副会長5名および専務理事1名を定める。</p> <p>第12条 2 理事は、理事の中から互選で会長1名、副会長5名および専務理事1名を定める。</p> <p>第12条 2 理事は、理事の中から互選で会長1名、副会長5名および専務理事1名を定める。</p> <p>（理事及び監事の選任）</p> <p>第12条 理事および監事は、正会員の中から総会で選任する。 2 理事は、理事の中から互選で会長1名、副会長5名および専務理事1名を定める。 3 理事および監事が欠けたときは、補欠を選任することができる。この場合、その選任については、第1項の規定を準用する。</p> <p>第13条 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。</p> <p>第14条 3 監事は、理事を兼ねることができない。</p> <p>（理事の職務）</p> <p>第13条 理事は、つぎの各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。 (1) 会長は、この学会を代表し、会務を総理する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。 (3) 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。 (4) 前各号以外の理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決によって会務を処理する。</p>	<p><u>任状を学会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の代理権の授与は、総会ごとに行なければならない。</u></p> <p>（議事録）</p> <p>第19条 総会の議事録は、<u>法令で定めるところにより、議長が作成し、議長及び議長が指名する出席者2名以上が記名押印する。</u></p> <p>第5章 役員 （役員の設定）</p> <p>第20条 学会に、<u>次の役員を置く。</u> (1) 理事 25名以上30名以内 (2) 監事 2名以内</p> <p>2 <u>理事のうち1名を会長とし、会長を法人法上の代表理事とする。</u></p> <p>3 <u>会長以外の理事のうち5名以内を副会長とする。</u></p> <p>4 <u>会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。</u></p> <p>5 <u>会長等以外のすべての理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</u></p> <p>6 <u>第21条第4項の規定により代表理事を選定した場合には、第2項の規定は適用しない。</u></p> <p>（役員を選任）</p> <p>第21条 理事及び監事は、<u>総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</u> 3 理事又は監事が欠けたときは、補欠を選任することができる。この場合、その選任については、第1項の規定を準用する。</p> <p>4 <u>会長等が欠けたときは、第29条第2項の規定に従って理事会を開催し、理事会の決議によって理事の中から代表理事を選定する。</u></p> <p>5 <u>前項の規定により選定した代表理事の、代表理事としての任期は、選定後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>6 監事は、<u>学会の理事又は使用人を兼ねることができない。</u></p> <p>（理事の職務及び権限）</p> <p>第22条 理事は、<u>理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、次の各号のとおり、それぞれの職務を執行する。</u> (1) 会長等は、学会を代表し、会務を総理する。 (2) 副会長は、<u>会長等を補佐する。</u> (3) 専務理事は、<u>会長等及び副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営を司るとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。</u> (4) 前各号以外の理事は、<u>会長等、副会長を補佐し、理事会の決議によって会務を処理する。</u></p>

土木学会定款（現行）＜定款の変更の案との対比のため、適宜、順序入替、分割、再掲を行っている。＞	定款の変更の案（公益社団法人土木学会定款案） ＜下線部が現在の定款に対する主な変更箇所＞
<p>2 理事は、理事会において第18条に定める事項を審議表決する。</p> <p>3 理事は、監事を兼ねることができない。</p> <p>（監事の職務） 第14条 監事は、民法第59条に定める職務を行う。</p> <p>2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わらない。</p> <p>（理事及び監事の任期） 第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>2 理事および監事の任期の始期は、選任された通常総会からとする。</p> <p>3 補欠による理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 理事および監事は、任期満了あるいは辞任の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>（理事、監事の報酬） 第16条 理事および監事は、無給とする。ただし、専務理事は有給とする。</p> <p>（理事会の組織と招集） 第17条 理事会は理事をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。</p> <p>（理事会の議決事項） 第18条 理事会は、総会に提出する議案のほか、総会の権限に属するものを除き、会務執行のため必要な事項を議決する。</p> <p>（理事会の組織と招集） 第17条 理事会は理事をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。</p> <p>2 理事会は、毎年6回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときには、臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>（理事会の定足数及び議決） 第19条 理事会は、理事現在数の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。</p> <p>2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</p>	<p>（監事の職務及び権限） 第23条 監事は、<u>理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</u></p> <p>2 監事は、<u>いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この学会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</u></p> <p>（役員任期） 第24条 理事の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 監事の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 理事又は監事は、<u>第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</u></p> <p>（役員解任） 第25条 理事及び監事は、<u>総会の決議によって解任することができる。</u></p> <p>（報酬等） 第26条 理事及び監事は<u>無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u></p> <p>第6章 理事会 （構成） 第27条 <u>学会に理事会を置く。</u> 2 <u>理事会は、すべての理事をもって構成する。</u></p> <p>（権限） 第28条 理事会は、<u>次の職務を行う。</u> (1) <u>総会の権限に属するものを除く、学会の業務執行の決定</u> (2) <u>総会の目的である事項の決定</u> (3) <u>理事の職務の執行の監督</u> (4) <u>会長等、副会長及び専務理事の選定及び解職</u></p> <p>（招集） 第29条 理事会は、<u>会長等が招集し、議長は会長等がこれに当たる。</u> 2 <u>会長等が欠けたとき又は会長等に事故があるときは、各理事が理事会を招集し、議長は招集した理事がこれに当たる。</u></p> <p>（開催） 第30条 理事会は、<u>理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</u></p> <p>（決議） 第31条 <u>理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を</u></p>

土木学会定款（現行）＜定款の変更の案との対比のため、適宜、順序入替、分割、再掲を行っている。＞	定款の変更の案（公益社団法人土木学会定款案） ＜下線部が現在の定款に対する主な変更箇所＞
<p>第7章 資産および会計 （資産の区分）</p> <p>第27条 この学会の資産の区分は、つぎの2種とする。 （1）基本財産 総会において繰入れを議決された財産 （2）運用財産 会費、事業から生ずる収入、資産から生ずる果実、寄付金その他基本財産以外の財産</p> <p>（基本財産の処分に関する制限）</p> <p>第28条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けてその一部に限り処分し、または担保に供することができる。</p> <p>（会計年度）</p> <p>第29条 この学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第8章 定款の変更ならびに解散 （定款の変更）</p> <p>第30条 この定款は、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ、変更することはできない。</p> <p>（解散）</p> <p>第31条 この学会を解散しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。</p>	<p>もって行う。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</u> （議事録）</p> <p><u>第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</u></p> <p><u>2 出席した会長等及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</u></p> <p>第7章 資産及び会計 （基本財産）</p> <p><u>第33条 別表の財産は、学会の目的である事業を行うために不可欠な特定の財産であり、学会の基本財産とする。</u></p> <p><u>2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、学会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会の議を経て、総会の承認を要する。</u></p> <p>（事業年度）</p> <p><u>第34条 学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</u></p> <p>（事業計画及び収支予算）</p> <p><u>第35条 学会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長等が細則で定める書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</u></p> <p><u>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>（事業報告及び決算）</p> <p><u>第36条 学会の事業報告及び決算については、細則で定めるところにより、毎事業年度終了後、会長等が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、決算については承認を受け、事業報告についてはその内容を報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の書類のほか、細則で定める書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。</u></p> <p>（基金）</p> <p><u>第37条 学会は、法人法第131条に基づく基金を引き受ける者の募集をすることができる。</u></p> <p><u>2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。</u></p> <p><u>3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。</u></p> <p>第8章 定款の変更及び解散 （定款の変更）</p> <p><u>第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</u></p> <p>（解散）</p> <p><u>第39条 学会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</u></p>

土木学会定款（現行）＜定款の変更の案との対比のため、適宜、順序入替、分割、再掲を行っている。＞	定款の変更の案（公益社団法人土木学会定款案） ＜下線部が現在の定款に対する主な変更箇所＞		
<p>（残余財産の処分）</p> <p>第32条 この学会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。</p> <p>第6章 事務局および職員 （事務局及び職員）</p> <p>第26条 本会に会務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。</p> <p>2 職員の任免は、理事会の議を経て会長が行う。</p> <p>3 事務局の職制その他は別にこれを定める。</p> <p>（定款施行）</p> <p>第33条 この定款施行に必要な規定は、理事会の議決を経て細則で定める。</p> <p>第9章 補則 （定款施行）</p> <p>第33条 この定款施行に必要な規定は、理事会の議決を経て細則で定める。</p>	<p>（公益認定の取消し等に伴う贈与）</p> <p>第40条 学会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により学会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>（残余財産の帰属）</p> <p>第41条 学会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。</p> <p>第9章 公告の方法 （公告の方法）</p> <p>第42条 学会の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p> <p>第10章 補則 （事務局及び職員）</p> <p>第43条 学会の会務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。</p> <p>（細則等の規定）</p> <p>第44条 この定款施行に必要な細則その他の規定については、理事会の決議により別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 学会の最初の会長は〇〇〇〇とする。</p> <p>3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>別表 基本財産（第33条関係）</p> <table border="1" data-bbox="820 1809 1453 1863"> <tr> <td>土地</td> <td>2582.65平米 東京都新宿区四谷1丁目無番地</td> </tr> </table>	土地	2582.65平米 東京都新宿区四谷1丁目無番地
土地	2582.65平米 東京都新宿区四谷1丁目無番地		